

介護が必要な高齢者等について

平成 23 年 3 月 29 日

高 齢 介 護 課

1 どのような介護サービスが受けられますか。

施設系サービスとしては、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）などがあります。

また、市町村が所管する地域密着型サービスに認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護（訪問、通所、宿泊の複合サービス）などがあります。

居宅サービスとして、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、訪問看護、短期入所生活介護（ショートステイ）などがあります。

事業所は、下記のホームページで検索できます。

「介護サービス情報の公表」（埼玉県社会福祉協議会HP）

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama22/>

「ワムネット」（福祉医療機構HP）

<http://www.wam.go.jp/kaigo/>

2 居宅サービスは避難所でも受けることができますか。

居宅サービスは、避難所や避難先の家庭等でも受けることができますが、地域によって提供されているサービスが異なります。

避難所でサービスを受ける場合は、市町村や施設管理者等にご相談ください。

3 介護サービスの利用料について

災害救助法適用市町村の被保険者で、被保険者又は世帯の生計を維持するものが住宅等に著しい損害を受けたこと等の申し立てを行った者は、5月までの介護サービス分について、5月末日まで利用者負担分の支払いを猶予されます。

事業所は10割を審査支払機関等へ請求します。

猶予した利用料は、各保険者（住所地市町村）において減免するよう国から依頼する予定です。

被災のため、利用者負担が困難な者は、住所地市町村（保険者）の判断により利用者負担を減免できます。

4 ケアプランの作成について

要介護認定を受けていて被保険者証を持っている場合は、サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービスが受けられます。

要介護認定を受けていない場合は、避難先市町村が住所地の市町村と可能な範囲で連絡を取り、住所地市町村を代行して認定を行い、暫定サービス計画によりサービス利用ができます。

5 被保険者証がない場合

被保険者証を消失している場合や家屋に残したまま避難している場合は、氏名・住所・生年月日、(要介護度)を申し立ててサービスを利用できます。

6 要介護度が重くなった場合

要介護度の変更が必要になっていると思われる場合等は、避難先市町村が住所地の市町村と可能な範囲で連絡を取り、区分変更申請について避難先市町村が住所地市町村の代行で受付け、認定を行い、暫定サービス計画によりサービス利用ができます。

7 一般高齢者の介護予防について

65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象に、各市町村で運動教室などの介護予防事業（一次予防）を実施しています。

事業の内容、実施時期、参加条件などは各市町村で異なりますので、各市町村介護保険担当課に相談してください。

8 認知症高齢者や家族からの相談について

各市町村の介護保険担当課に相談してください。

また、認知症の人と家族の会埼玉県支部で認知症に関する電話相談を受け付けています。

認知症の人と家族の会埼玉県支部

電話 0 4 8 - 6 6 7 - 5 5 5 3 (月・火・金 10:00~15:00)

FAX 0 4 8 - 6 6 7 - 5 9 5 3 (随時)

認知症医療に関しては、県内5か所に設置している認知症疾患医療センターでも電話相談を受け付けています。

埼玉精神神経センター(さいたま市) 0 4 8 - 8 5 7 - 6 8 1 7

武里病院(春日部市) 0 1 2 0 - 8 3 4 3 - 5 6

毛呂病院(毛呂山町) 0 4 9 - 2 7 6 - 1 4 9 6

西熊谷病院(熊谷市) 0 4 8 - 5 9 9 - 0 9 3 0

秩父中央病院(秩父市) 0 4 9 4 - 2 2 - 9 3 6 6

9 特別養護老人ホーム・老人保健施設への入所についてはどうしたらよいか。

特別養護老人ホーム・老人保健施設への入所については、各施設へお問い合わせください。

特別養護老人ホーム・老人保健施設の所在地・電話番号等については、各市町村の介護保険担当課、地域包括支援センター等で確認出来ます。

また、県のホームページの「健康・福祉」の「老人福祉施設情報（利用者向け）」の「施設の利用を考えている方へ」のページで県内の施設名簿を掲載しています。

10 施設に入所した場合の費用はどうか。

施設に入所した場合の自己負担は、利用料（介護報酬の1割分）と各施設で定めている食費・居住費等の費用となっています。

今回の地震の被災者ので住家、家財等について著しい損害を受けたと申し立てをした場合には、利用料・食費・居住費については、5月分までは入所者からの支払を猶予するよう施設に依頼する通知が厚生労働省から出ています。

今後、猶予された食費・居住費等の減免について厚生労働省で検討するとされていますので、事後的に減免される場合もあると考えています。

また、厚生労働省の通知では、一定の要件に該当する方について、5月分までは、施設から利用料も含めた介護報酬の全額（10割）を保険者（居住地の市町村）に請求できることになっています。